

## 沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の長期化や飼料価格高騰に伴う畜産経営の影響を緩和し安定的な経営維持を図るために、沖縄県農業協同組合、沖縄県酪農農業協同組合、沖縄県配合飼料価格安定基金協会、その他知事が適当と認める団体が、県内畜産業者が負担する配合飼料購入経費の一部を補助する場合に要する経費について、予算の範囲内において沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業、経費、事業実施主体、補助対象経費及び補助額)

第2条 本事業において補助の対象となる事業、経費、事業実施主体、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、知事が定める日までに第1号様式により配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の交付申請にあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定をすることができる。

4 補助対象事業の早期の実施が事業目的の実現のために必要な場合においては、申請者がその理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出することにより、交付決定前に着手することができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定通知を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(重要な変更の承認)

第6条 補助事業者は、別表にある重要な変更を行うときは、第3号様式により配合飼料価格差補助緊急対策事業変更承認申請書を知事に提出し、事前に承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(概算払)

第8条 知事は、必要と認める場合、補助金の交付決定後に、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払できるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を請求するときは、第4号様式により配合飼料価格差補助緊急対策事業概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき知事が報告を求めたときは、第5号様式により配合飼料価格差補助緊急対策事業遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は令和9年3月8日のいずれか早い期日までに第6号様式により配合飼料価格差補助緊急対策事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、令和8年3月1日から令和8年3月31日までの間における補助事業の同実績報告書については令和8年6月30日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 11 条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 6 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命じる。
  - 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、未納の期間に応じて年利 10.95% で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第 12 条 知事は、第 7 条の事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 4 条の決定の内容（第 6 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年 10.95% の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
  - 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第 3 項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 13 条 補助事業者は、第 11 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 号により消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を知事に速やかに報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 前項の返還については、第 11 条第 3 項の規定を準用する。

(精算払請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとする場合は、第 9 号様式により配合飼料価格差補助緊急対策事業精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱の施行は、令和 5 年 1 月 11 日から施行する。

(失効)

第 2 条 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 11 条から第 15 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱の施行は、令和 5 年 3 月 2 日から施行する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱の施行は、令和 5 年 8 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 8 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 3 月 27 日から施行する。

別表

補助対象事業	事業実施主体 (補助事業者)	補助対象経費及び補助額	重要な変更
<p>1 配合飼料価格差補助 緊急対策事業</p> <p>配合飼料価格の上昇により畜産経営が圧迫される中で、県内畜産業者に対する補助金の交付に必要な経費</p>	<p>沖縄県農業協同組合、沖縄県酪農農業協同組合、沖縄県配合飼料価格安定基金協会、その他知事が認める団体</p>	<p>補助事業者が県内畜産業者に対して交付する補助金を補助対象経費とし、補助額は以下のⅠ又はⅡのいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、令和8年度第4四半期の実質負担額が令和4年度の実質負担額に400円を加えた額を下回った場合は、補助対象外とする。</p> <p>Ⅰ 期間ごとに下記1の(1)に掲げる金額又は(2)のいずれか低い方を補助単価とし、交付対象数量を乗じた額</p> <p>1. 補助単価</p> <p>(1) 令和4年度第1四半期 (令和4年4月1日から令和4年6月30日まで) 3,600円以内/ t</p> <p>令和4年度第2四半期 (令和4年7月1日から令和4年9月30日まで) 6,000円以内/ t</p> <p>令和4年度第3四半期 (令和4年10月1日から令和4年12月31日まで) 6,000円以内/ t</p> <p>令和4年度第4四半期 (令和5年1月1日から令和5年3月31日まで)</p>	<p>1 事業実施主体における事業費の30%を超える減</p> <p>2 事業実施主体における事業費の増</p>

		<p>6,000 円以内/ t</p> <p>令和 5 年度第 1 四半期 (令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 6 月 30 日まで) 6,000 円以内/ t</p> <p>令和 5 年度第 2 四半期 (令和 5 年 7 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで) 4,500 円以内/ t</p> <p>令和 5 年度第 3 四半期 (令和 5 年 10 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで) 3,375 円以内/ t</p> <p>令和 5 年度第 4 四半期 (令和 6 年 1 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで) 2,531 円以内/ t</p> <p>令和 6 年度第 1 四半期 (令和 6 年 4 月 1 日から 令和 6 年 6 月 30 日まで) 9,044 円以内/ t</p> <p>令和 6 年度第 2 四半期 (令和 6 年 7 月 1 日から 令和 6 年 9 月 30 日まで) 6,783 円以内/ t</p> <p>令和 6 年度第 3 四半期 (令和 6 年 10 月 1 日から 令和 6 年 12 月 31 日まで) 5,087 円以内/ t</p> <p>令和 6 年度第 4 四半期 (令和 7 年 1 月 1 日から</p>	
--	--	---	--

		令和7年3月31日まで) 3,815円以内/ t	
		令和7年度第1四半期 (令和7年4月1日から 令和7年6月30日まで) 7,485円以内/ t	
		令和7年度第2四半期 (令和7年7月1日から 令和7年9月30日まで) 5,614円以内/ t	
		令和7年度第3四半期 (令和7年10月1日から 令和7年12月31日まで) 4,210円以内/ t	
		令和7年度第4四半期 (令和8年1月1日から 令和8年3月31日まで) 3,158円以内/ t	
		令和8年度第1四半期 (令和8年4月1日から 令和8年6月30日まで) 7,871円以内/ t	
		令和8年度第2四半期 (令和8年7月1日から 令和8年9月30日まで) 5,903円以内/ t	
		令和8年度第3四半期 (令和8年10月1日から 令和8年12月31日まで) 4,427円以内/ t	

		<p>令和 8 年度第 4 四半期  (令和 9 年 1 月 1 日から  令和 9 年 2 月 28 日まで)  3,321 円以内/ t</p> <p>(2) (各期間の実質負担額  －令和 4 年度の実質負担  額) の 2 分の 1 以内</p> <p>※各期間の実質負担額と  は、飼料月報（公益財団  法人配合飼料供給安定機  構より発行）における配  合飼料の全畜種加重平均  から、配合飼料価格安定  制度の補填金を引いた額  とする。ただし、令和 7  年度第 4 四半期及び令和  8 年度第 4 四半期におい  ては、前四半期の全畜種  加重平均に全国農業協同  組合連合会の当該年度第  4 四半期における配合飼  料供給価格の改定額を反  映した額とする。</p> <p>※令和 4 年度の実質負担額  とは、飼料月報（公益財  団法人配合飼料供給安定  機構より発行）における  配合飼料の全畜種加重平  均から、配合飼料価格安  定制度の補填金及び本事  業の補助金を引いた額と  する。</p>	
--	--	---	--

		<p>2. 交付対象数量</p> <p>期間ごとの配合飼料購入数量とする。ただし、期間ごとの配合飼料購入数量が配合飼料価格安定制度の契約数量を上回る場合は、契約数量を上限とする。</p> <p>Ⅱ 補助事業者が実際に県内畜産業者に対して交付した補助額</p>	
<p>2 1の事業の事務費</p> <p>補助事業者が県内畜産業者に対して補助金を交付するために必要となる経費（賃金、振込手数料、消耗品費、通信運搬費、使用料および賃借料、その他知事が認める経費）</p>	<p>左記1の補助を行う事業実施主体</p>	<p>定額</p>	

第1号様式（第3条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付申請書

令和 年度において、配合飼料価格差補助緊急対策事業を実施したいので、補助金  
円を交付して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

記

※ 添付資料として、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業実施要領の第1号様式  
の実施計画書に添付した畜産業者名簿を添付すること。

1 事業の目的

2 事業の内容、経費の配分

年度	期 別	数量(t)	単価(円)	事業費(円)	負担区分 (円)	
					補助金	その他
	第 1					
	第 2					
	第 3					
	第 4					
	計					
	事務費					
	合 計					

3 事業完了 (予定) 年月日

4 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 県補助金					
(2) その他	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1) 事業費					
(2) 事務費	円	円	円	円	
計					

第2号様式（第4条第4項関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業の補助金交付決定前着手届

配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付要綱第4条4項に基づき、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手することとしたいので、届出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの間に、天災地変の事由により当該事業に損失が生じた場合には、当該損失は本届出の申請者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金の額が、補助金交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。

（注）事業内容、事業量、事業費、着手予定年月日、完了予定年月日、補助金交付決定前に着手する理由について記載した書類を添付すること。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更内容（内訳は別紙事業計画書）

交付決定額	金	円
変更しようとする額	金	円

※ 第1号様式の記について、変更のあった内容について、変更前を（ ）書きで上段、変更後を下段にして二段書きとする。

第4号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業概算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった配合飼料価格差補助緊急対策事業について、下記により補助金 円を概算払いして下さるよう請求します。

記

1 状況報告 年 月 日現在

事業費	補助金	補助金の9割相当額	既受領額		今回請求額		残 額		事業完了予定年月日
			金額	出来高	金額	月 日 までの予定出来高	金額	月 日 までの予定出来高	
円	円	円	円	%	円	%	円	%	

2 振込先金融機関及び口座番号

金融機関名	本店・支店名	種目	口座番号（右づめで記入）						
銀行コード <sup>※</sup>	本店・支店コード <sup>※</sup>	1 普通							
		2 当座							
		3 決済							
フリガナ									
口座名義									

3 担当者

氏名	電話番号 (メールアドレス)	( )
----	-------------------	-----

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあつた沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業について、令和 年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

事業計画			遂行状況			
事業費	事業費内訳		月 日までに完了した分			事業完了予定年月日
	補助金	その他	事業開始年月日	事業費		
				出来高	進捗率	
円	円	円		円	%	

第6号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業実績報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

※ 第1号様式（第3条関係）について、計画を（ ）書きで上段、実績を下段にして二段書きとする。

添付資料として、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業実施要領の第1号様式の事業実施計画書に添付した参加畜産業者名簿の実績と合わせて、内容を確認できる資料を添付すること。

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日  
号

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け沖縄県指令農第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |                                  |   |   |
|----------------------------------|---|---|
| 1 沖縄県補助金等の交付に関する規則第13条の額の確定額     | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け農畜第 号による額の確定通知額）        |   |   |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額         | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                  | 金 | 円 |

（注）その他参考となる資料を添付すること

第8号様式（第13条関係）

第 年 月 日  
号

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

沖縄県配合飼料価格差補助緊急対策事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金確定額                                      | 金 | 円 |
| 2 補助金確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額               | 金 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 金 | 円 |
| 5 添付資料 確定通知書（写）、記載内容を確認できる書類                  |   |   |

第9号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（所在地）  
名 称  
代表者氏名

令和 年度配合飼料価格差補助緊急対策事業精算払請求書

令和 年 月 日付け沖縄県達農第 号で確定の通知を受けた配合飼料  
価格差補助緊急対策事業について、下記のとおり請求します。

記

- 1 既受領額 金 円（令和 年 月 日）
- 2 総事業費 金 円
- 3 請求金額 金 円
- 4 振込先金融機関及び口座番号

金融機関名		本店・支店名		種目	口座番号（右づめで記入）							
				1 普通								
銀行コード <sup>※</sup>		本店・		2 当座								
		支店コード <sup>※</sup>		3 決済								
フリガナ												
口座名義												

- 5 担当者

氏名		電話番号 (メールアドレス)	( )
----	--	-------------------	-----